

静岡市規則第6号

静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び条例において使用する用語の例による。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)とする。

2 前項の開示請求書に記載することができる条例第6条の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求者の連絡先

(2) 代理人による請求の場合にあつては、当該代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(開示決定等の通知)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、当該各号に定める通知書を送付することにより行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定の通知 保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定の通知 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第3号)

(3) 保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知 保有個人情報不開示決定通知書(様式第4号)

2 条例第7条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第

5号)を送付することにより行うものとする。

- 3 条例第8条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第6号)を送付することにより行うものとする。

(開示請求に係る事案移送等の通知)

第5条 法第85条第1項の規定により他の行政機関の長等に事案を移送するときは、保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書(様式第7号)を当該他の行政機関の長等に送付して行うものとする。

- 2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送事実通知書(様式第8号)を送付することにより行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書(様式第9号)を送付することにより行うものとする。

- 2 法第86条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第10号)とする。

- 3 法第86条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書(様式第11号)を送付することにより行うものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第7条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第12号)により行うものとする。

(訂正請求書)

第8条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)とする。

(訂正決定等の通知)

第9条 法第93条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書(様式第14号)を送付することにより行うものとする。

- 2 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)を送付することにより行うものとする。

- 3 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)を送付することにより行うものとする。

(訂正請求に係る事案移送等の通知)

第10条 法第96条第1項の規定により他の行政機関の長等に事案を移送するときは、保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書(様式第17号)を当該他の行政機関の長等に送付して行

うものとする。

2 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送事実通知書（様式第18号）を送付することにより行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第11条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第19号）を送付することにより行うものとする。

（利用停止請求書）

第12条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）とする。

（利用停止決定等の通知）

第13条 法第101条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（様式第21号）を送付することにより行うものとする。

2 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）を送付することにより行うものとする。

3 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）を送付することにより行うものとする。

（審査会への諮問等）

第14条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）第5条に規定する静岡市個人情報保護審査会に諮問書（様式第24号）を提出して行うものとする。

2 前項の規定により提出する諮問書には、次に掲げる書面の写しを添付するものとする。

（1）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書

（2）保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書

（3）第4条第1項各号の通知書、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書又は保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求の場合を除く。）

3 法第105条第3項において準用する同条第2項による通知は、諮問通知書（様式第25号）を送付することにより行うものとする。

（保有個人情報取扱業務登録簿の登録事項）

第15条 条例第3条第1項第6号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有個人情報の収集先
- (2) 保有個人情報の市の機関等以外のものへの経常的な提供の有無及びその提供先
- (3) 保有個人情報の電子計算機等の結合による市の機関等以外のものへの提供の有無及びその結合先
- (4) 特定個人情報の取扱いの有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第3条第2項の規定による登録簿への登録は、別に定めるところにより行うものとする。

(地方公共団体等行政文書の写しの交付に係る費用負担等)

第16条 条例第5条第2項及び第3項の市規則で定める額は、別表に定めるところによる。

2 政令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法
- (2) 郵便法（昭和22年法律第165号）第17条に規定する書留の郵便物で現金を差し出すことで納付する方法
- (3) 市の機関が発行する納付書により納付する方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める方法

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(静岡市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市規則第167号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の区分	交付する写し又は複製物は複製物	金額	備考
文書及び図画（マイクロフィルムを含む。）	複写機により複製したもの	単色刷り1枚につき10円	1 日本産業規格A列4番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えな
		多色刷り1枚につき50円	

			い規格による用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
	その他地方公共団体等行政文書の性質に応じて複製したもの	当該複製したものの交付に要する費用（作成に要する費用を含む。）に相当する金額	
電磁的記録	用紙に出力したもの又はこれを複製したもの	単色刷り 1 枚につき10円	1 日本産業規格A列4番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
	光ディスクに複製したもの	1 枚につき50円	光ディスクは、市の機関が用意するCD-R（記憶容量700メガバイト）とする。
	その他電磁的記録媒体に複製したもの	当該電磁的記録媒体の交付に要する費用（作成に関する費用を含む。）に相当する金額	

様式第1号（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

開示請求者 住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先

 （代理人による
請求の場合） 上記（法定 任意）代理人
住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている地方公 共団体等行政文書の名称又 は保有個人情報の内容	
開示の実施の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送
開示の実施の希望日	年 月 日

（注）

- のある欄には、該当するにレ点を記入してください。
- 請求の際には、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（当該開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記2の書類の写し（当該代理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示し、又は提出してください。

※以下の欄には記入しないでください。

保有個人情報の 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の資 格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の本 人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
処 理 状 況	
備 考	

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することに決定したので通知します。

保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の 利 用 目 的	
開示の実施の方法等	
担 当 課	電話番号
備 考	

(注)

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他当該開示請求をした本人であることを確認するに足りる書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（当該開示を受ける日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記1の書類の写し（当該代理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示し、又は提出してください。

様

静岡市長 氏 名 

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

保有個人情報の名称等	
部分開示する保有個人情報の利用目的	
不開示とした部分とその理由	
開示の実施方法等	
担 当 課	電話番号
備 考	※開示しない部分の開示が可能となる日： 年 月 日

(注)

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他当該開示請求をした者本人であることを確認するに足りる書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（当該開示を受ける日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記1の書類の写し（当該代理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示し、又は提出してください。
- 3 「※開示しない部分の開示が可能となる日」については、あなたが請求した保有個人情報について、非開示の理由がなくなる期日があるものについてだけ記載されていますので、その時点で保有個人情報の開示を希望される場合は、その日以降に改めて請求してください。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第4号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担当課	電話番号
備考	※開示が可能となる日： 年 月 日

(注) 「※開示が可能となる日」については、あなたが請求した保有個人情報について、不開示の理由がなくなる期日があるものについてだけ記載されていますので、その時点で保有個人情報の開示を希望される場合は、その日以降に改めて請求してください。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第5号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等	
条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第6号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等		
条例第8条の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
条例第8条の規定を適用する理由		
担 当 課	電話番号	

様式第7号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人の委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所：
添付資料	
備考	（複数の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
担当課	電話番号

様式第8号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先)
担 当 課	電話番号

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条^{第1項}_{第2項}の規定により御意見を伺うこととしました。

つきましては、本件保有個人情報を開示することにつき御意見がある場合は、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見はないものとして取り扱います。

保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項に該当する 場合にあつては、同項第1号 又は第2号の規定の適用区 分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている（あなた、 貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担 当 課)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第10号（第6条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所又は
居 所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人その他の団体にあつては、} \\ \text{その主たる事業所の所在地} \end{array} \right]$

氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人その他の団体にあつては、} \\ \text{その名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

連絡先

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出
します。

保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

様式第11号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号

様式第12号（第7条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先
申出者
住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先
（代理人による
申出の場合）
上記（法定 任意）代理人

個人情報の保護に関する法律第87条第3項により、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の文書番号等

文書番号：	日付：
-------	-----

2 求める開示の実施方法

<input type="checkbox"/> 閲覧（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ） （一部の場合の該当部分： _____ ）
<input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ） （一部の場合の該当部分： _____ ） （ <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。 ）

3 開示の実施を希望する日（事務所における開示の実施を希望する場合に限る。）

年 月 日 午前・午後

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

訂正請求者

住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先

（代理人による
申出の場合）

上記（法定 任意）代理人

住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

(注)

- 1 のある欄には、該当するにレ点を記入してください。
- 2 請求の際には、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他当該訂正請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（当該訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記2の書類の写し（当該代理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示し、又は提出してください。
- 4 訂正すべき事実の誤りを証する書類を添付してください。

※以下の欄には記入しないでください。

保有個人情報の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様式第14号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関

する法律第93条^{第1項}の規定により、次のとおり決定したので通知します。
^{第2項}

保有個人情報の名称等		
訂正請求の趣旨		
訂正をする旨の決定	訂正をする部 分及び訂正の 内 容	
訂正をしない旨の決定	訂正をしない 部分及びその 理 由	
担 当 課	電話番号	
備 考		

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第15号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第94条第1項の規 定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担 当 課	電話番号

様式第16号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第17号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人の委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所：
添付資料	
備考	（複数の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
担当課	電話番号

様式第18号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移 送 先 の 行 政 機 関 の 長 等	(行政機関の長等) (連絡先)
担 当 課	電話番号

様式第19号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報訂正実施通知書

（あなた、貴社等）に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求者の氏 名等保有個人情 報の特定するた め の 情 報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	
担 当 課	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先
利用停止請求者
上記（法定 任意）代理人
住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先
〔代理人による
申出の場合〕

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

(注)

- 1 のある欄には、該当するにレ点を記入してください。
- 2 請求の際には、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他当該利用停止請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（当該利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記2の書類の写し（当該代理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示し、又は提出してください。

※以下の欄には記入しないでください。

保有個人情報の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様式第21号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護
に関する法律第101条 第1項 の規定により、次のとおり決定したので通知します。
第2項

保有個人情報の名称等		
利用停止請求の趣旨		
利用停止をする旨の 決 定	利用停止をす る部分及び利 用停止の内容	
利用停止をしない旨の 決 定	利用停止をし ない部分及び そ の 理 由	
担 当 課	電話番号	
備 考		

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第22号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第23号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

(宛先) 静岡市個人情報保護審査会

静岡市長 氏 名 印

諮問書

審査請求があったので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により次のとおり諮問します。

審 査 請 求 人	
審査請求に係る処分 又は開示請求、訂正請 求若しくは利用停止 請求	
審 査 請 求 が 提 起 さ れ た 日	年 月 日
担 当 課	電話番号
備 考	

様式第25号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

諮問通知書

次の審査請求について静岡市個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求人	
審査請求に係る処分又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	
審査請求が提起された日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課	電話番号
備考	